

第1章 計画の基本的事項

第1章 計画の基本的事項

1 計画見直しの背景

本町では、平成14年3月に「那須町環境基本計画」を策定し、望ましい環境像として掲げた“人がきらめき、緑かがやくまち”の実現に向け、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

平成23年9月には「那須町環境基本条例」を制定し、良好な環境の保全及び創造に取り組み、人と自然が調和した美しい那須町を次世代に引き継いでいくことを基本理念としています。

そして、平成28年3月に「第2次那須町環境基本計画」を策定し、望ましい環境像を“未来につなぐ みどり輝くまち”と定め、私たちの日常生活や事業活動による環境負荷ができるだけ減らし、持続的発展が可能な地域社会の形成を進めるとともに、本町の恵み豊かでかけがえのない自然環境を保全するため、各種施策を開拓してきました。

この間、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による町内の被災に加え、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の飛散により、本町経済や町民生活は大きな影響を受けました。平成24年4月に策定した「那須町除染実施計画」に基づき計画的かつ重点的に進めてきた除染については、平成28年度をもって終了しましたが、原発事故に起因した農業系などの指定廃棄物や除染廃棄物等の敷地内保管が長期化しており、集約に向けた取り組みが喫緊の課題となっています。

また、地球温暖化の要因は、人間活動の拡大に伴う温室効果ガスの排出量の増加であるとされていますが、頻発する大雨や猛暑などの異常気象が世界各地で起きており、地球温暖化による気候変動は、世界で深刻な環境問題の一つとなっています。

このような地球規模の気候変動への対応として、平成27年（2015年）にパリ協定が採択され、日本では国内の温室効果ガス排出量を令和12年（2030年）までに平成25年度（2013年）比で26%削減する目標が定められました。本町においても大雨の頻度の増加など地球温暖化の影響を懸念する声が高まっていることから、私たち一人ひとりが地球温暖化を自分の問題として捉え、身近な取り組みを確実に行っていく必要があります。

平成27年（2015年）9月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、持続可能な開発目標（SDGs）^{※1}として令和12年（2030年）までに達成すべき国際社会共通の目標を示しています。本町においてもSDGsの考え方に基づき、持続可能なまちづくりを推進していきます。

※1 SDGs：2015年9月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール及び169のターゲットを示し、地球上の誰一人として取り残さないことを目指す。発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本も積極的に取り組んでいく。

これらの社会状況の変化に加え、町民及び事業所アンケートの調査結果を踏まえ、「第2次那須町環境基本計画」を見直し、本町の環境の現状と課題を把握し、将来を見据えたより実効性のある「第2次那須町環境基本計画（改訂版）」を策定することとしました。

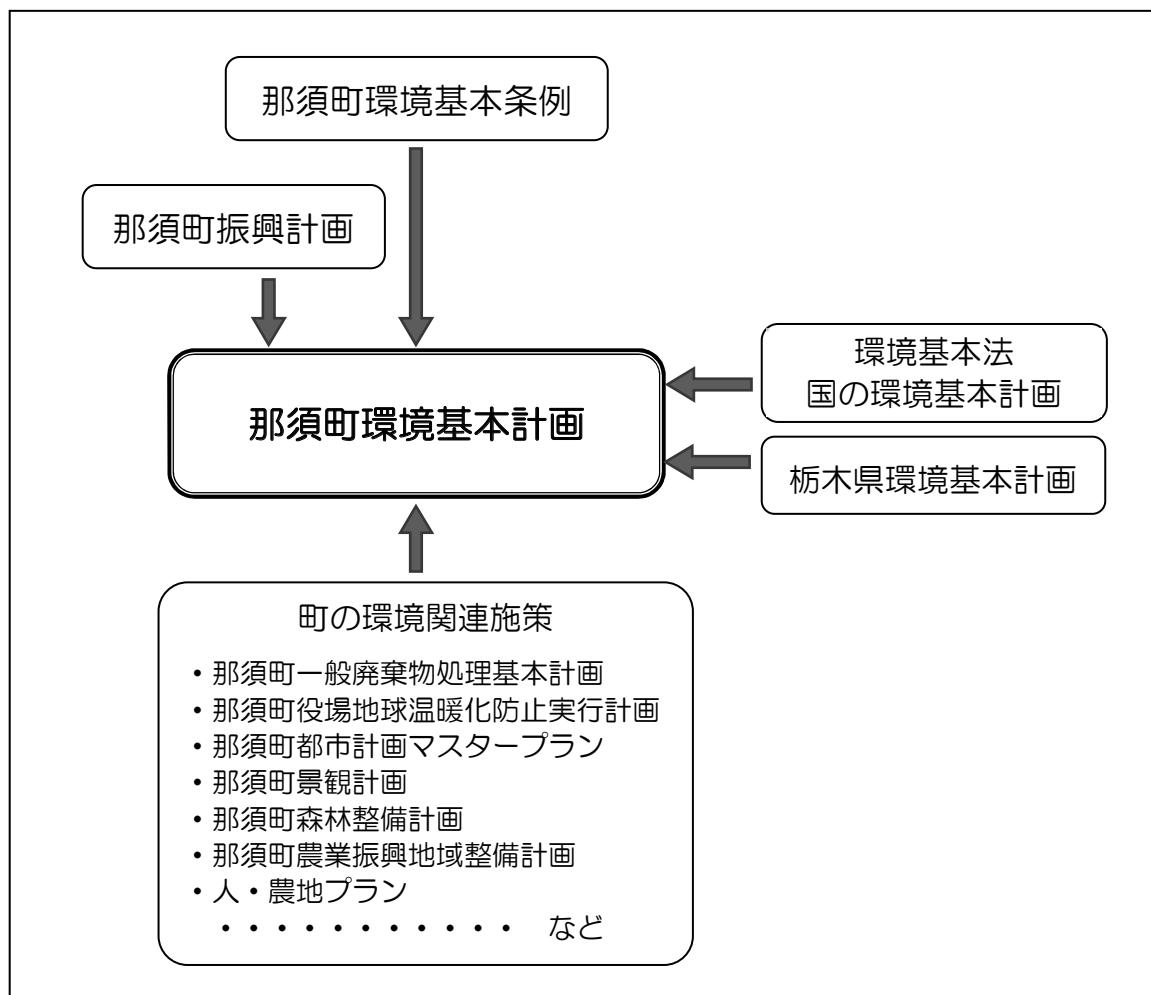
なお、本改訂版においては、計画の進行過程における環境目標の指標の達成状況を検証するとともに、社会状況の変化等に応じて第7次那須町振興計画後期基本計画の策定に合わせて、「第3章 環境の現状と課題」、「第5章 施策の展開」の主な事業及び環境目標の指標を中心に内容を時点修正しています。

2 計画の位置付け

本計画は、那須町環境基本条例に基づき定めるもので、本町の環境諸施策の基本となるものです。「那須町振興計画」を環境面から捉え、その実現に向け、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

計画の策定、推進にあたっては、那須町の各分野の計画や国及び栃木県の環境基本計画との整合を図ります。

図 計画の位置付け



3 計画の対象範囲

計画の対象範囲は、環境問題を総合的に捉えるため、次のとおりとします。

● 自然環境分野

森林や里地里山、水辺などの多様な自然環境や景観とそこに育まれた生物の多様性など、人と自然が共生することができる環境の創生に関する分野

● 生活環境分野

大気環境、水環境、土壤環境、騒音などの公害に関する分野に加え、廃棄物や放射能など人の健康や日々の生活に大きくかかわる社会生活に関する分野

● 地球環境分野

地球温暖化防止や資源・エネルギー対策などの地球環境の保全に関する分野

4 計画の対象地域

計画の対象地域は、那須町全域とします。

5 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度（2021年）を初年度とし、令和7年度（2025年）までの5年間とします。

6 計画の基本的な考え方

計画の基本的な考え方は、次のとおりです。

○環境の現状や課題を把握し、那須町の環境の将来像について共通認識を示します。

環境の現状と課題を明らかにすることにより、環境に対する認識を深め、環境の将来像について町民と事業者及び町が共通認識を持つための方向性を示します。

○望ましい環境の将来像を実現するための取り組み内容を示します。

将来像の実現に向け、各分野における環境目標を設定し、目標を達成するために取り組むべき施策を示します。

○数値目標を設定し、より実効性のあるものとします。

環境基本計画の進捗状況をよりわかりやすくするため、数値目標を設定します。

○町民と事業者の環境に配慮した行動を促す指針とします。

町民や事業者に対し環境保全についての基本的な考え方を示すとともに、町民、事業者が自ら積極的に環境の保全に向けて行動するための指針とします。

7 各主体の役割と連携

本計画に掲げる目標を実現していくためには、地域を構成する町民・事業者・町・観光等で訪れる人々が環境の保全に向けそれぞれの役割を分担し、相互に連携、協力していくことが必要です。

○ 町民（団体を含む）の役割

- ◆日常生活での環境負荷を低減し、周辺環境に配慮します。
- ◆環境保全活動に積極的に参加します。
- ◆町の環境施策に積極的に協力します。
- ◆NPO等の民間団体は、各主体や他の団体と連携し、環境保全に協力します。

○ 事業者の役割

- ◆事業活動に伴う公害を防止し、自然環境の保全に努めます。
- ◆事業活動による環境負荷の低減に努めます。
- ◆環境保全活動に自主的（自発的）に取り組むとともに積極的に参加します。
- ◆町の環境施策に積極的に協力します。

○ 町の役割

- ◆町内の環境に応じた総合的かつ計画的な施策を推進します。
- ◆率先して環境負荷を低減します。
- ◆環境情報を発信し、町民、事業者、滞在者と協働して環境保全活動を推進します。
- ◆国や県、近隣自治体との連携を図り、環境保全などに関する取り組みを推進します。

○ 滞在者（通勤・通学・旅行者）の役割

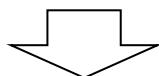
- ◆滞在に伴う環境負荷の低減に努めます。
- ◆町の環境施策に積極的に協力します。

8 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりです。

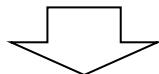
第1章 計画の基本的事項

計画の位置付け、対象範囲、期間、各主体の役割等を示します。



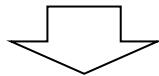
第2章 那須町の概要

人口や土地利用等の概要を示します。



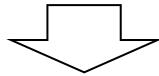
第3章 環境の現状と課題

自然環境、生活環境等の現状と課題について整理します。



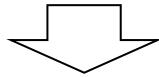
第4章 計画の目標

計画の基本理念や、望ましい環境像、環境目標を示します。



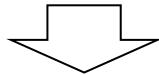
第5章 施策の展開

環境目標を実現するための基本方針や基本施策を示します。



第6章 環境目標達成のために

主体（町民、事業者、滞在者）別の環境配慮指針を示します。



第7章 計画の推進

計画の推進体制や進行管理、結果の公表について示します。